



総 第 2 2 8 号

平成29年2月20日

塩竈市議会議長

香 取 嗣 雄 殿

塩竈市長 佐 藤 昭



文書質問に係る回答書の提出について

平成29年2月6日付け議第146号にて送付のありました文書質問について、別添のとおり回答書を提出いたします。

記

1. 質 問 者 塩竈市議会議員 鎌田 礼二
2. 質問件名 子育て支援施設について
施設 子育て支援施設
位置 塩竈市海岸通1番地内
規模・構造 鉄筋コンクリート2階建て



文書質問回答書

1. 海岸通1番2番地区震災復興市街地再開発事業にとってより効果の高い施設とあるが、再開発事業の効果とは何かお尋ねします。

(回答)

今回の再開発事業の効果は、第5次長期総合計画の重点戦略である「定住」の促進に結びつくこと、「交流」・「連携」を促進するための駅前・街なかの賑わいの創出に結びつくことであると捉えております。

このことを踏まえ、どのような施設を整備するかのご構想段階では、次の3つの視点で検討を重ねてまいりました。

一点目は、再開発事業にとってより効果の高い施設となること。

二点目として、中心市街地という立地から海岸通地区周辺の賑わいに貢献できる施設であること。

三点目には資金的な面からも復興交付金を活用できる施設であることです。

このことから、JR本塩釜駅に隣接する立地による子育て世代の利便性の向上、市中心部の保育機能の強化、子育て支援センターで担っている機能の充実により、居住者・来訪者に安心した子育て支援環境を提供することが、駅前・街なかの賑わいを創出することに効果的と捉えております。

2. 事務所棟の一部を取得とあるが、なぜ取得なのか。また、再開発事業が確定していないのに、なぜこのような事業が計画されるのか説明を願いたい。

(回答)

事務所棟の一部につきましては、再開発組合から公共施設の整備・取得として、計画の当初から要請を受けておりました。なお、施設取得の方針につきましては、平成28年2月定例会質疑の中でご説明させていただいているところです。

一般的に行政財産の調達方法として「賃貸」と「所有」がありますが、「賃貸」は初期費用・維持管理費がかからず、増床や移転等について柔軟に対応しやすい方法であり、「所有」は初期投資が大きく、維持管理費が個別にかかるものの、耐用年数程度の長期間にわたって使用する場合には経済的である方法と考えられています。

子育て支援施設は、事業の安定的な遂行を重視する観点から長期的な管理がふさわしい施設であり、近隣相場による賃貸費用との経済比較で、「所有」による調達が経済的であると認められること、また、取得経費には国費を充当されることから取得による検討を進めております。

また、なぜこのような事業が計画されるのかとのことですが、一般的に市街地再開発事業は、事業計画の中で施行者が施設計画、資金計画等を定め、これに基づき県か

ら事業認可、組合設立認可を得ることとなっております。組合では、事業計画作成の中で保留床を想定し設計を行いますので、市街地再開発事業の法手続に合わせて、本市といたしましても、公共施設の整備及び取得の検討を進めてきたものです。

3. 新浜町保育所より定員が少ないのはなぜかお伺いいたします。

(回答)

今回、子育て支援施設の中に整備する保育施設の定員は40名で計画しております。

この定員の設定にあたりましては、「新のびのび塩竈っ子プラン（H27～31年度）」における平成31年度の子育て世代の誘導策による効果を基に保育提供量を計画しました。

このプランでは、新浜町保育所のここ数年の入所児童数を考慮すると、廃止等、あり方の検討が必要となるものと捉えておりました。しかし、今後の子育て世代の誘導策により、今後、保育需要は伸びることが想定されますことから、廃止ではなく、機能移転により、現行水準の保育受入人数を確保する定員数としたものであります。

4. 新浜町保育所の整備費をかけたのは無駄だということかお伺いいたします。

(回答)

新浜町保育所は、震災により地盤沈下が生じ、床や園舎の傾きが顕著となった施設であり、また、園庭の地割れ、外壁の亀裂、崩れなど大きな被害を受けました。

この施設で保育を継続していくため、保育環境や入所児童・職員の健康を考慮し、施設の傾きを解消する基礎部分の補強改修や床面の補修、亀裂等の応急修理を行い、施設の供用に対応してきたところであり、必要な支出であったと考えております。

なお、新浜町保育所は、東日本大震災前に策定した「のびのび塩竈っ子プラン後期計画（H22～26年度）」では、平成25年3月末で廃止を予定しておりましたが、震災を受けて、子どもたちの心の動揺に対するケアの必要性や、市民の方々の生活再建などの復旧・復興を優先させたことなどから、その後の児童の入所状況を勘案し、平成25年度の時点で、震災からの復旧・復興の見通しが明らかではない社会情勢の中、廃止を決定できる状況ではないと判断したものであります。

5. 子育て支援施設を1番地区に決定した経緯とその責任の所在

(回答)

再開発組合のテナント検討のなかで、保育所・託児所などの機能は必要なものとして議論されてまいりました。組合では、個別に外部事業者への交渉・面談を行い、事務所棟への誘致を検討しておりましたが、積極的な参入にいたる事業者は見つからな

かったとのことでした。

しかし、子育て支援施設が、必要な施設という認識は強く、市に対して理事会から整備検討の要請がございました。市といたしましても、JR本塩釜駅に隣接する立地から、子育て世代の支援として利便性の向上が見込めること、市街地中心部の保育機能を強化するとともに、子育て支援センターで担っている機能の充実化を図れること、居住者・来訪者に安心した子育て支援環境を提供するものであることなどを勘案し、整備検討を行うこととなったものです。